

新潟市財産評価審議会への諮問に関する要綱

(趣旨)

第1条 新潟市財産評価審議会（以下「審議会」という。）への諮問に関し必要な事項は、新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）及び新潟市公有財産規則（昭和59年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(諮問)

第2条 市長は、規則第6条の2の規定により審議会に諮問する場合は、取得し、又は処分しようとする不動産の価格について諮問する。ただし、取得しようとする不動産が土地であるときは、当該土地に替えて当該土地が属する近隣地域において個別要因が標準となる画地の価格について諮問することができる。

(諮問の省略)

第3条 規則第6条の2に規定する市長が特別の理由があると認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市が取得し、又は処分する不動産（土地以外のものに限る。）の評価見込額が4,000万円未満である場合（市が取得する場合で、その取得事務を所管する所属が用地対策課であるときを除く。）
- (2) 市が取得し、又は処分する土地の評価見込額が4,000万円未満であり、又は、その面積が1万平方メートル未満である場合（市が取得する場合で、その取得事務を所管する所属が用地対策課であるときを除く。）
- (3) 市が処分する不動産のうち、公募による処分をおこなう場合
- (4) 事業用地を提供するものの依頼に基づき代替地を取得し、処分する場合
- (5) その他市長がやむを得ない理由があると認める場合

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。